

第22号 発刊 平成21年10月13日

## ストック・オプションの会計・税務



## ■税制適格ストック・オプションについて

ストック・オプションの権利行使者側の課税関係は、原則として、所得税法施行令84条4号(税制非適格ストック・オプション)が適用され、権利行使時の課税となる。しかし、権利行使時の課税は、含み益に対する課税となり現金収入がない時点での課税となること、また、高率の税率が適用される可能性があることから、ストック・オプションとしての魅力が低くなっている。

そこで、一定の要件を満たしたストック・オプションについては、課税関係について、特別な取り扱いをすることとした。(税制適格ストック・オプション)

税制非適格ストック・オプション(以下、非適格ストック・オプションとする)と税制適格ストック・オプション(以下、適格ストック・オプションとする)のそれぞれの取り扱いは以下のようになる。

	非適格ストック・オプション	適格ストック・オプション
課税対象日	権利行使日	株式譲渡時
課税対象	権利行使により取得した株式の含み益(取得した株式の時価から、新株 予約権の取得価額と権利行使時の払 込金額の合計額を控除した額)	株式の譲渡の対価から株式の取得価額(ストック・オプションの権利行使価格)を控 除した差額
所得の種類	給与所得等	株式譲渡所得
課税方法	総合課税	申告分離課税
法令	所得税法施行令84条4号	措法29条の2、措令19条の3
税制適格要件		税制適格ストック・オプションは、以下の要件を全て満たした場合に適用される。 ①付与対象者が、会社又は子会社の取締役、執行役または使用人である個人であること。但し、大株主(*1)と大株主の特別利害関係者(*2)は除く。②会社法238条2項の募集事項の決定に係る決議(*3)に基づいて発行された新株予約権であって、発行価額が無償(金銭の払い込み又は金銭以外の資産の給付をさせない)であること。③権利行使期間が、権利付与決議の日から2年以上であって10年以内であること。④権利行使価額の総額が年間1,200万円を超えないこと。⑤契約により定められた1株当たり権利行使価格が契約締結時の時価以上であること。⑥会社と付与対象者の契約条件に、譲渡禁止の条件が付されていること。⑦新株予約権の行使にかかる新株の発行又は自己株式の処分が、会社法第238条の1項に基づく決議(*4)どおりに行われること。

- (\*1)大株主とは、非上場会社の場合は付与日の発行済株式数の1/3を超えて保有する株主、上場会社の場合は付与日の発行済株式数の1/10を超えて保有する株主をいう。
- (\*2)特別利害関係人とは、①大株主の親族②大株主の事実上の婚姻関係にある者及びその直系血族③②の直系血族と事実上の婚姻関係にある者④大株主からの金銭その他の財産で生計を維持している者及びその直系血族⑤大株主の直系血族からの金銭その他の財産で生計を維持している者である。
- (\*3)会社法239条1項の決議による委任に基づく募集事項の決定及び同法240条1項の規程による取締役会決議を含む。
- (\*4)会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条の規程による旧商法280条の21第1項等に基づく決議を含む。

## ■ストック・オプションの現状の会計処理

## ①会計処理の概要

#### (1)株式報酬費用総額の決定

株式報酬費用総額を以下の式によって算定する。(算定額をストック・オプションの「公正な評価額」と呼ぶ。 以下同様。)

|付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価\*

×確定すると見込まれるストック・オプション数

また、時の経過に伴い、確定すると見込まれるストック·オプション数の見積もりに重要な変動が生じた場合は、上記の式に反映させ、変動による影響を見直し時の会計期間の損益として計上する。権利確定日には、ストック·オプション数を実際の権利確定数と一致させ、株式報酬費用総額が確定される。 \*公正な評価単価:ストック·オプションは通常市場で取引していないため、2項モデル等の算定技法により算定。ただし、未公開企業の場合は、付与日における自社株式評価額と行使価格の差額を用いても良い。

#### (2) 株式報酬費用の認識

(1)で算定した株式報酬費用総額を対象勤務期間(付与日~権利確定日\*)にわたり、費用計上する。

<株式報酬費用計上の仕訳>

(借)株式報酬費用 ×××

(貸)新株予約権 ×××

\*権利確定日:ストック·オプション行使の権利を獲得する日であり、権利確定条件が付されている場合は、当該条件を満たした日を指し、付与と同時に権利行使を認める場合は、付与日を指す。 (参考)税務上の取り扱い:税務上、上記費用は損金不算入となる。非適格ストック·オプションは、その後、権利行使時に認容する。一方適格ストック・オプションは、どの時点においても、損金算入は認められず、永久差異となる。

#### (3)権利行使時の会計処理

権利行使され、株式が交付された場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する 部分を払込資本に振り替える。

<権利行使時の仕訳>

(借) 現金預金 ×××新株予約権 ×××

(貸) 資本金 ×××

# (4)権利不行使による失効の 会計処理

権利確定後のストック・オプションが権利行使されず権利行使期間が終了した場合、当該ストック・オプションは失効する。そして、新株予約権の計上に伴う純資産の増加が、株主との直接的な資本取引によらないことが判明した場合、特別利益に計上し、株主資本に算入する。

<権利不行使による失効の会計処理>

(借)新株予約権 ×××

(貸)新株予約権戻入益 ×××

#### (5) 条件変更時の会計処理

条件変更とは、付与したストック·オプションに係る条件を事後的に変更し、以下3つのうちいずれか1つ以上を意図して変動させることをいう。

公正な評価単価を 変動させる場合	条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価額と付与日における公正な評価額とを比較し、条件変更による増加分について追加的に株式報酬費用をストック・オプション会計基準の規定に従い計上する(減少分は反映させない)
ストック・オプション数	条件変更による影響額を、将来に向けて合理的な方法にもとづき残
を変動させる場合	存期間にわたって計上する
合理的な費用の計上期間	条件変更前の残存期間に計上すると見込んでいた金額を、合理的な
を変動させる場合	方法にもとづき新しい残存期間にわたって費用計上する

3

## ②会計処理の例示

公開会社であるX社は、X0年6月開催の株主総会において、従業員(100名)に対して以下の条件のストック・オプションを付与することを決議し、同年7月1日(付与日)に付与した。

#### 《1》付与日におけるストック・オプションの条件

ストック・オプションの数	従業員1名当たり100個(合計10,000個)
ストック・オプションの行使価格	1株当たり20,000円
権利確定条件	行使期間開始(X2年7月1日)までの在籍
ストック・オプションの行使期間	X2年7月1日からX4年6月末日

#### 《2》ストック・オプションに関連するその他の情報

付与目	A社株価: 18,000円
付与目	ストック・オプションの公正な評価単価:3,000円/個
付与目	退職等による権利不確定による失効額はゼロと予測
X2年6月末	ストック・オプション付与対象者のうち実際に10名が退職し、これにより、1,000個(10名×100個)が失効
X3年8月	75名が付与されたストック・オプションを全個数分行使
X4年6月末	15名分のストック・オプションが権利不行使により失効

#### 《3》ストック・オプションに係る会計処理

(千円)

X1年3月期	株式報酬費用	11, 250		新株予約権 11,250
X2年3月期	株式報酬費用	15,000		新株予約権 15,000
X3年3月期	株式報酬費用	750		新株予約権 750
X4年3月期	現 金 新株予約権	22, 500	150, 000	資本金 172,500
X5年3月期	新株予約権	4, 500	·	新株予約権戻入益 4,500

#### (1) 株式報酬費用総額

総額: 30,000千円(3,000円/個×100個×100名)

付与されたストック・オプションに係る株式報酬費用総額は、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価にストック・オプション数を乗じて算定される。ストック・オプションの公正な評価単価は、公開企業の場合は、付与日時点で二項モデル等の手法を用いて算定される。未公開企業については、付与日における自社株価の行使価格超過額を用いることが例外的に認められる(上記例示においては、行使価格超過額がないため、A社が未公開企業であった場合は、単位当たり本源的価値はなく、費用計上の必要はない)。なお、公開企業については、単位当たりの本源的価値や付与日以降の自社株価の変動が株式報酬費用に影響を与えない点なお、公開企業については、単位当たりの本源的価値や付与日以降の自社株価の変動が株式報酬費用に影響を与えない点

#### (2) ストック・オプション費用の計上

X1年3月期:11,250千円(3,000円/個×100個×100名×9/24ヶ月) X2年3月期:15,000千円(3,000円/個×100個×100名×12/24ヶ月)

X3年3月期: 750千円(3,000円/個×100個×100名×3/24ヶ月-3,000/個×100個×10名)

算定されたストック・オプション費用の総額は、「対象勤務期間を基礎とする方法等」にもとづき計上される。 上記例示のような場合は、付与日から権利確定日の前日までが、ストック・オプション報酬の対価であるサービス(勤務を受領した期間として、対象勤務期間と判断される。また、権利確定日において権利不確定による失効の影響を調整している(詳細は後述)。なお、ストック・オプションが付与直後から行使可能な場合には、過去に受領したサービスに対する報酬と見なされるため、株式報酬費用は付与日時点で一括して費用計上されることになる。株式報酬費用の相手勘定は、純資産の部の新株予約権になる。

#### (3) 権利失効による新株予約権の戻入処理

権利不行使による失効 : 4,500千円 (3,000円/個×100個×15名)

権利確定日以前の退職等により、ストック・オプションの失効が生じる(または合理的に予想される)場合、ストック・オプション数の減少(予測される減少を含む)を株式報酬費用の減額として反映させる。上記例示における10名分の失効の影響は、X3年3月期における計上費用金額に考慮されている。一方で、権利確定後、行使期間終了時にて権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権の戻入れを新株予約権戻入益(特別利益)として認識する。

#### (4) 権利行使時の処理

払込金額 : 150,000千円 (20,000円/株×100個×75名) 新株予約権 : 22,500千円 (3,000円/個×100個×75名)

権利行使時には、権利行使による払込金額に加え、関連する新株予約権を払込資本に振り替える。なお、権利行使時に おける損益影響はない。

## ■開示及び有価証券報告書上の記載例

## ①開示

各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模およびその変動状況に関する情報を開示する必要がある。

また、ストック・オプションの付与によって各会計期間において計上された費用の額とその科目名称、および権利不行使による失効が生じた場合は利益として計上された額を注記する。加えて、ストック・オプションの公正な評価単価および権利確定数の見積方法、ならびにストック・オプションの条件変更があった場合にはその状況等の開示が必要となる。

以下では、実際の有価証券報告書上の記載例を挙げる。

#### ②有価証券報告書上の記載例

【ストック・オプション制度の内容】

①第●期定時株主総会において決議された付与の状況

当社はストック・オプション制度を採用しております。

当社は平成18年●月●日第●期定時株主総会において、会社法第361条第1項の規定に基づき、当社の取締役に株式報酬型ストック・オプションとして、特に有利な条件で新株予約権を発行することを特別決議しました。 当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年●月●日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②平成19年●月●日開催の取締役会において決議された付与の状況

当社は平成19年●月●日取締役会において、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に基づき当社の取締役に株式報酬型ストック・オプションとして、特に有利な条件で新株予約権を発行することを特別決議しました。 当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年●月●日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②平成20年●月●日開催の取締役会において決議された付与の状況

当社は平成20年●月●日取締役会において、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に基づき当社の取締役に株式報酬型ストック・オプションとして、特に有利な条件で新株予約権を発行することを特別決議しました。 当該制度の内容は次のとおりであります。

当該制度の自分は次のとおりであります。	
決議年月日	平成19年●月●日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

#### 【注記事項】

新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	H 1.3 C 5. W	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高
云江石			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	(百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	_			_	_	91

## ■ストック・オプションに関するIFRS上の取り扱いについて

- √従業員に対する株式報酬だけでなく、全ての株式報酬取引について、公正価値で測定し、財務諸表上で認識しなければならない。
- ✓株式報酬取引はその決済方法により、持分決済型、現金決済型、選択型の3つに分類され、それぞれ異なる会計処理を行う。
- ✓株式報酬取引について、費用認識した場合の相手勘定は、持分決済型であれば資本に分類し、現金決済型であれば負債に分類する。
- √従業員に対する株式報酬は、付与した持分金融商品の付与時の公正価値で測定する。
- √従業員以外の者に対する株式報酬は、受領時における受領した財貨・サービスの公正価値で測定する。
- ✓持分決済型の場合、当初認識後の再測定は行わないが、現金決済型の場合は、当初認識後、負債が決済されるまで、当該負債の公正価値を各報告日現在及び決済日で再測定し、公正価値の変動による影響額を損益計算書に計上する。

## ■退職慰労金として支給するストック・オプションの事例研究

## ①無作為事例調査

近年、ストック・オプションを退職慰労金として支給する企業が増加している。そこで、具体的にどのような条件で当該ストック・オプションを支給しているのか、企業を無作為に抽出し、調査を行った。以下の表は、その結果をまとめたものである。

	プレスリ リース日	業種	上場市場	付与対象者	1株当たり権 利行使価格	権利行使期間	行使条件
A社	H18. 5	化学	東証一部	社外取締役を除く取締役及び執行役員	1円	新株予約権割当日より25年 以内	役員退任後8年間
B社	H21. 2	医薬品	東証一部	取締役	1円	新株予約権の募集事項決定 のための役会決議の日から 30年以内の役会で定める	役員退任後10日間
C社	H21. 5	機械	東証一部	社外取締役を除く取締役及び監査役	1円	新株予約権割当日より15年 以内に役会で定める	
D社	H21. 1		東証・大 証一部	当社及び子会社の社外取締役を除く取 締役及び執行役員	1円	2009年4月1日から30年間	役員退任後5年間
E社	H21. 5	不動産業	東証一部	取締役及び監査役	1円	新株予約権割当日より30年 以内	
F社	H21.6	卸売業	JASDAQ	取締役及び執行役員	1円	平成21年8月2日から30年間	役員退任後10日間
G社	H20. 5	電気機器	東証二部	取締役及び監査役	1円	新株予約権割当日より30年 以内	役員退任後10日間
H社	H21. 5	輸送用機 器	東証一部	取締役及び監査役	1円	新株予約権割当日より30年 以内	役員退任後10日間
I社	H21. 5		東証・大 証一部	取締役、監査役及び執行役員	1円	新株予約権割当日より25年 以内に役会で定める	
J社	H21.5	金融業	東証一部	取締役	1円		役員退任後5年間

#### ②非適格ストック・オプションにおける課税関係についての事例調査

非適格ストック・オプションでは、原則として、権利行使時に給与所得として課税されるが、この場合、退職慰労金として支給し、退職所得として課税される場合と比べて、従業員等の側で多額の所得税が課せられることとなる。これは、ストック・オプションを実質的な退職金として機能させる上で不備があるといえる。

この問題について、「伊藤園」の事例が参考となる。

伊藤園は、2004年9月1日、役員退職慰労金としてのストック・オプションを以下の条件で発行した。

名称	株式会社伊藤園第2回新株予約権
付与対象者	取締役19名、監査役3名、子会社の取締役3名
新株予約権の発行価格	無償
権利行使価格	1株につき1円
権利行使期間	2004年9月1日~2034年8月31日
行使条件(抜粋)	会社役員を退任した翌日から10日以内のみ権利行使可能

当該新株予約権は、権利行使期間が30年を超えており、適格要件を満たさない非適格ストック・オプションであるが、退職 所得とすることが可能となった。

この場合、ポイントとなるのは、ストック・オプションが実質的に退職金と同様と認められるかという点である。当該ストック・オプションの行使条件が、役員退任後10日間に限定されている点、また権利行使価格が1株につき1円とほぼ無償である点から、ほぼ退職時にその時点の株価で退職金を受領したのと同様であることを国税局が認めたものである。

#### (参考)国税局HP:http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gensen/04/10.htm